

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、本市における個人番号カードの再交付手数料を廃止するため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成１２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２第７７号を次のように改める。

(77) 削除

付 則

この条例は，令和３年９月１日から施行する。